

**国民生活審議会
第2回消費者政策部会**

議事録

内閣府国民生活局消費者企画課

国民生活審議会第2回消費者政策部会議事次第

日 時 : 平成15年11月6日(木) 午前10時00分~12時06分

場 所 : 中央合同庁舎第4号館2階第3特別会議室(225号室)

- 議 事 :
1. 開会
 2. 消費者保護基本法の見直しについて
 3. その他
 4. 閉会

配布資料

- 資料1 消費者保護基本法の見直しについて
- 資料2 消費者保護基本法(条文)
- 資料3 21世紀型の消費者政策の在り方について(第18次国民生活審議会消費者政策部会最終報告)
- 資料4 第35回消費者保護会議決定
- 資料5 消費者保護基本法の改正に関する要求(大河内委員御意見)
- 資料6 消費者保護基本法改正のあり方についての意見書(石戸谷委員御意見)
- 資料7 消費者保護基本法の改正について(原委員御意見)

第19次国民生活審議会消費者政策部会委員

(敬称略、50音順)

部会長	落合誠一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	石戸谷豊	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会 委員長
	大河内美保	主婦連合会常任委員
	大村敦志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	大村多聞	三菱商事株式会社理事
	品川尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	島田京子	日産自動車株式会社グローバル広報・ IR部コミュニティリレーションズ担当部長
	高田茂穂	東京都生活文化局消費生活部長
	高橋伸子	生活経済ジャーナリスト
	高橋宏志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	田村次朗	慶応義塾大学法学部教授
	津武欣也	毎日新聞社編集委員
	鶴田俊正	専修大学経済学部教授
	長田三紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	糠谷真平	国民生活センター理事長
	原早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、青森大学経 営学部非常勤講師
	樋口公啓	東京海上火災保険株式会社相談役
	松本恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
	三木浩一	慶応義塾大学法学部教授
	御船美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授
	山本豊	上智大学法学部教授
	渡邊和夫	日本食品関連産業労働組合総連合会会長

以上22名

第19次国民生活審議会第2回消費者政策部会出席者

(敬称略、50音順)

部会長	落合誠一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	石戸谷豊	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会 委員長
	大河内美保	主婦連合会常任委員
	品川尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	高田茂穂	東京都生活文化局消費生活部長
	高橋伸子	生活経済ジャーナリスト
	高橋宏志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	田村次朗	慶応義塾大学法学部教授
	津武欣也	毎日新聞社編集委員
	鶴田俊正	専修大学経済学部教授
	長田三紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	糠谷真平	国民生活センター理事長
	松本恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
	三木浩一	慶応義塾大学法学部教授
	山本豊	上智大学法学部教授
	渡邊和夫	日本食品関連産業労働組合総連合会会長

以上16名

落合部会長 それでは、時間になりましたので、ただいまから第2回の国民生活審議会消費者政策部会を開催いたしたいと思えます。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。

本日のテーマは、消費者保護基本法の見直しという問題であります。まず最初に、事務局より資料の説明をお願いいたします。

中村消費者企画課長 それでは資料の説明をさせていただきます。お手元に幾つか資料がございますが、資料の1「消費者保護基本法の見直しについて」でございます。これを中心に御議論をいただきたいというふうに思っております。

この資料1でございますけれども、前次の消費者政策部会で「21世紀型の消費者政策の在り方」について御審議をいただき、報告書を取りまとめていただいておりますけれども、その中でいろいろ御提言をいただきました中から、消費者保護基本法の見直しの中に最大限取り込んでいくとすれば、こういった事項が考えられるのではないかとということで、その中身を整理したという資料でございます。よろしく願いをいたします。

まず、1ページおめくりいただきまして、「基本理念」というふうになっております。今回の消費者保護基本法の見直しの眼目の中の一つとしまして、消費者政策の基本的な考え方、あるいは基本理念といったものを転換していくということが報告書の中でもうたわれているわけでございますが、現在の消費者保護基本法の中には基本理念という項目がございません。そういうことから、この度の見直しにあたりましては、基本理念というものを新たに規定いたしまして、その中に消費者政策で推進にあたっての基本的な考え方を入れ込んでいくということが必要なのではないかと問題意識でございます。

それから、としまして、その基本理念としてどのような中身が考えられるのかということでございますけれども、ここでは4つほど書いてございます。

最初のアは「消費者の自立の環境整備」と書いてございますが、21世紀型の報告書の中にも御提言をいただきましたように、従来の消費者をもっぱら保護される者から、もう少し自立した、マーケットにおいて積極的な役割を果たす主体というふうに見直すことによって、政策としても、その消費者の自立の環境を整備していく施策をやっていくということが提言されておりますので、そういった考え方を理念の中で一つの項目として入れ込むことが考えられるのではないかと。

それからもう一つ、イとしまして「消費者の権利の確保」でございますけれども、消費者の権利の必要性につきましては、今回の21世紀型の報告書の中でも議論され、その必

要性について提言をいただいておりますので、消費者の権利の確保の中身につきましても、消費者の基本理念の中で位置付けていくことが考えられるのではないかとこのように考えております。

それからウとエは若干そのディメンションが違いますけれども、21世紀型ということで、現行の消費者保護基本法が制定された時代とは違う新しい流れがある。その一つとして国際的な協調ということでございますけれども、消費者問題の国際化というのが非常に進展しているということで、部会報告の中でも国際化に対応した消費者政策の必要性について御提言いただいておりますけれども、そういった国際的な面での対応をしていく必要があるという旨を基本理念の中に入れていくということが考えられるのではないかとこのようにでございます。

それからもう一つ、環境問題でございますけれども、この環境につきましても、部会報告で御議論をいただいたところであり、また、消費者政策の幅、外延をどこまで考えるかというのはなかなか難しい点がございまして、環境問題がある意味ではボーダー的なところに入ってきうる問題ではないかということもございまして、その環境への配慮といったようなことを理念の中に入れることが一つの方法として考えられるのではないかとこのように整理をさせていただきます。

右側2ページの方は、参考の1は、お手元にお配りしておりますが、「21世紀型の消費者政策の在り方について」の報告書の中から今申し上げました関連部分の抜粋を付けてございますのでご覧いただければと思います。

それから、おめくりいただきまして3ページ目でございますけれども、参考の2ということで、「各基本法の構成一覧」という資料がございます。これは現在基本法と言われるものが上に番号が振っておりますけれども、26ございます。それぞれの基本法というものがどんな目次からなっているかというものをざっと整理したものでございますけれども、概ね目的、あるいは基本理念、それから国ないし地方公共団体、事業者、国民等の責務ないしは役割、それから施策の内容、何らかのそれをつくる機関の設置等々が大体大きな共通点として入るわけでございますけれども、消費者保護基本法につきましては、この表でいきますと、左から7つ目の7番目でございますが、先ほど申し上げましたように基本理念という項目がございませんので、ここに新しく基本理念というものをに入れていくというのは、ほかの法律との並びから見ても自然のことかなというふうに考えております。

それから、右側4ページ以降、参考の3、消費者の権利ということでございます。これ

は前次の部会においても一度お示しをしたことがございますけれども、消費者の権利ということでは、どんなものがこれまで提言されているかということで、アメリカのケネディ大統領の4つの権利から始まりまして、EUにおける提言、アメリカ国連におけるガイドラインにおける提言を整理しております。

それから、次の5ページ、6ページあたりでございますけれども、CI（コンシューマー・インターナショナル）でございますが、国際消費者機構でいっている権利、それから各国別ではスペイン、イタリア、それから韓国、中国といったところで消費者の権利といったものの規定の例が見られるということの御紹介でございます。

それから、日本の場合でございますけれども、7ページ目になりますが、条例レベルにおきまして、消費者の権利というものの規定例がございますので、都道府県レベルでは、20の都道府県の条例で消費者の権利が規定されておりますが、ここでは参考まで3つほどの例を掲げてございます。

それから右側8ページの参考の4でございますけれども、「消費者の権利」の考え方ということで、これは前次の部会でもいろいろ御議論がございましたけれども、若干その整理をしてみたものであります。権利といった場合に、それが侵害されると訴訟等によって救済を求めることができるという法的な性格の強い権利というものもございまして、一方でもう少し理念的・宣言的な色彩の強い権利といったものもあるのかなというふうを考えられます。

ちなみに憲法では、例えば13条でありますとか、25条といったような形の権利に関する規定の例が見られるところであります。それから憲法以外の実際の法律の中で基本理念として権利を規定した例としましては、(3)にございまして、障害者基本法、それから文化芸術振興基本法、この2つの例が唯一あるということでございます。

この部会でも御議論いただきました「消費者の権利」というのは、ある意味では消費者が確保されるべき利益がきちんと確保されるようにということやうたった理念的・宣言的に示したものというふうを考えられるわけでございますけれども、こうした消費者の権利を明確にする意義としましては、1つは、消費者が自立した権利の主体として、その権利実現のために政策を展開していくという基本的な理念をきちんと明確にするということと、それから、こういった権利概念をはっきりさせることによって個別の消費者関連法令の整備でありますとか、あるいは実際の政策を推進していく上でのいわば推進力としての意義があるのではないかと考えているところでございます。

それから、9ページでございますが、こちらは、先ほど国際的な消費者の問題への対応ということで、「国際的協調」ということを申し上げましたけれども、最近の幾つかの基本法においても、国際的なものへ目配りをするという旨の規定の例がございますので、参考に3つの基本法の例をここに紹介させていただいております。

それから10ページ目、参考6でございますが、こちらは先ほど環境のことを申し上げましたけれども、環境問題に関する21世紀型の消費者政策の部会報告の中の関連部分を参考までに抜粋させていただいたものでございます。10ページ、11ページがその関連部分の抜粋でございます。

以上が基本理念の関係でございますが、次に13ページでございます。各主体の責務、あるいは役割という関連のものでございます。

まず、行政・事業者いろいろございますが、(1)として国、それから地方公共団体の責務ということでございます。現在でもその基本的な国・地方公共団体の責務に関する規定が現行の基本法にもございますけれども、この度、今申し上げましたようなことで、基本的な考え方を整理した基本理念というのを新たに置こうということを考えておりますので、そういったものが置かれるとしますと、当然その国及び地方公共団体がそれぞれ施策を行っていくに当たって、その当該基本理念にのっとりその施策を推進すべきであるという趣旨をこの責務の中に明らかにする必要があるのではないかとということが1点。

それからもう一つは、この部会報告の中でも情報公開とか、あるいはプロセスの透明性といったような御議論もございましたので、そういうことを踏まえまして、施策をやっていくに当たっての透明性の確保といったような趣旨のことを、この責務の中に入れ込んでいくということも考えられるのではないかとという考え方でございます。

以下、参考7はその報告書の関連部分の抜粋でございます。

それから、右側14ページに参考の8がございまして、こちらは今申し上げました透明性との関係で現在の情報公開法、いわゆるパブリックコメントの手続というものがどのようなものになっているのかということにつきまして簡単な資料を付けさせていただいております。

それから、1枚おめくりいただきまして15ページでございますが、事業者等の責務ということでございます。現行法の第4条というところで事業者の責務というのがやはり規定されてございます。その中で危害の防止、あるいは計量や表示の問題、施策への協力、品質向上、あるいは苦情の処理といったものが幾つか例示をされているわけでございますけ

れども、この度の部会報告で御指摘いただいたものを最大限生かすとすると、例えば、次に掲げたような内容をさらにそこで明確にしていくということが考えられるのではないかとということで3つ書いてございます。

1つは、情報提供の問題でございまして、取引に関して事業者が必要な情報を明確かつわかりやすく提供するというようなことは事業者の責務として大事な問題ではないか。

それから、イとしましては、実際に取引を行う際に、消費者の知識・経験、あるいは財産の状況といったようなものに合った、そういったものに配慮した取引、あるいは勧誘を行うべきではないか、いわゆる適合性原則と言われるものでございますけれども、そういったものを原則としてここで明記していくことが考えられるのではないか。

それから、ウとしまして、コンプライアンス経営の関係でございましてけれども、昨年も自主行動基準につきまして、この部会の委員会で御議論をいただいたということもございまして、自主行動基準の策定・公表等を通じて信頼の確保に努めていくといったようなことを事業者の責務の中身として考えていくことができるのではないかとこのように思っております。

それから としまして、今申し上げました話はすべて事業者の責務でございますが、事業者団体についても何らかの責務があるのではないかと。これは部会報告の中でも御指摘をいただいた点でございまして、現行の基本法においては、個々の事業者団体というものについてのメンションがございませんけれども、部会報告の中身を踏まえまして、事業者団体が、例えば苦情処理体制をつくるか、あるいは何らかの行動基準をつくるということも含めまして、事業者団体として重要な役割を果たしていくこと、その責務を明らかにしていくということが考えられるのではないかとこのように思っております。

以下の参考の9は、21世紀型報告の今申し上げましたことの関連部分の抜粋を15ページ、16ページあたりに参考に付けさせていただきます。

それから17ページ、18ページでございますが、参考の10、こちらは情報提供の話をおおむね申し上げましたけれども、参考まで現在の消費者契約法の中において、情報提供に関してどのような規定があるかということの御紹介と、それから参考11は、消費者知識、経験、財産等への配慮ということをおおむね申し上げましたが、これに関連する現在の規定例ということで、証券取引法、商品取引所法、それから金販法における関連部分の条文を参考までに付けさせていただきます。

それから、19ページでございます。消費者等の役割ということでございましてけれども、

現行法でも第5条におきまして、消費者の役割というものが規定されております。この度消費者が権利をもって積極的な役割を果たしていくということで消費者の役割は一層高まるわけですが、その中で特に消費者政策等に関して積極的に意見を表明していくということが大事なのではないか。これは消費者の権利の中身の議論としまして、部会報告の中でも意見が反映される権利ということが言われておりますけれども、ある意味ではその反対側の話ですが、消費者の方から積極的に意見を表明していくというようにも消費者の重要な役割の一つではないかというふうに考えております。

それから、でございますが、消費者の利益の擁護・増進ということをやっていくにあたって、個々の消費者だけでは難しい面もいろいろございます。そういうことで、この部会の報告の中でも消費者団体の役割の重要性という御議論をいただいておりますので、消費者の役割と併せて消費者団体が果たすべき役割といったものを明確にしていくということが必要ではないかというふうに思っております。これは先々、例えば前次の部会でも御議論をいただきました消費者団体訴訟制度でありますとか、そういったようなことを将来考えたときにも、消費者団体といったものの役割を基本法の中で何らかの形で明らかにしておくということも重要なことではないかと、そういう観点も含めまして、こういう問題意識を書いております。

以下、参考12は報告書の関連部分の消費者の役割についての抜粋でございます。

それから、右側20ページに参考の13がございまして、これは消費者団体の役割ということの関連で現在の消費者団体がどういう状況になっているかということを示すために、私どもの方で行った消費者団体基本調査、14年6月に出したものでございまして、その中の主な項目についての抜粋を付けております。この中で団体数あるいは会員数、性格、それから会員の規模等々、それから消費者団体の関心事項として、例えば環境問題なども非常に関心が強いといったようなことがここであらわれているわけでございます。その概要が20ページから始まりまして、おめくりいただきまして21ページ、22ページあたりについて、若干のデータも含めて御紹介をさせていただいております。

また、1枚おめくりいただきまして、23ページでございます。これは様々な行うべき施策、施策のメニューに関する部分であります。

(1) といたしまして、安全の確保の関係であります。これは現行法では第7条「危害の防止」というタイトルで規定がございましてけれども、その中では商品、役務について必要な危害防止の基準を整備し、その確保を図る等必要な施策を講ずるといった趣旨のことが

規定されておりますけれども、その安全の重要性ということもありまして、中身をもう少し包括的に充実させるということが考えられるのではないかと。その際にこの報告書の中でもいろいろ御議論をいただきましたように、一度物が流通された後の安全の確保、例えば何か危険であるということが判明した場合の回収であるとか、そういったことも含めた流通後の安全確保の問題。それからもう一つは、危害・危険情報についての情報提供、情報をいかに収集し、公表していくかといったことの重要性、こういったことについても、この安全関連の施策の中で明確にしていく必要があるのではないかとということでございます。

下の参考の14に、その報告書の関連箇所が出ておりまして、この中で「1.安全基準の整備」と並びまして、報告書の中では「2.リコール制度の強化」、あるいは「3.危害・欠陥情報の収集・公表」について御議論をいただいたところでございます。こういった問題意識を反映したものでございます。

それから、25ページでございますけれども、これらは今申し上げました回収との関係で、現在リコールに関するものとして、どのようなものがあるのかというのを参考に付けさせていただきます。これは部会の中でも御議論いただいたものでございます。

それから、もう一枚おめくりいただきまして、27ページでございますけれども、施策の2つ目としまして、消費者契約の適正化でございます。御案内のように、消費生活センター等に寄せられる様々な相談の中で、契約に関するものの比重が非常に高いわけでございますけれども、現行基本法においては、消費者契約の適正化に関する規定というものがございません。したがって、その部分を新たに明確に書き込んでいく必要があるのではないかとということでございます。中身はまたいろいろと検討すべき内容がございますけれども、例えば、実際に消費者が事業者と取引をする前の段階としまして、様々な広告、あるいは表示といったものがどのくらいきちんと適正化しているのかという問題、それから実際に契約を締結しようとする場合における事業者との間で事業者による情報提供、あるいは勧誘行為、こういったものをどのようにするのか、実際にその契約をする場合に契約の条項、あるいは条件といったものをどのように公正なものにしていくのか、こういったようなことを内容として必要な施策をきちんと講ずるべきだというようなことを内容とする消費者契約の適正化に関する規定を考えていく必要があるのではないかと問題意識でございます。

以下、参考の16は報告書の関連箇所、消費者契約の適正化に関する部分の該当箇所が27ページから28ページにかけて示してございます。

それから、28ページの参考の17は、これはデータでございますが、苦情相談の種類の変化ということで、これは前次の部会でも御議論いただきましたけれども、契約解除に関するものが非常に多いというデータを示してございます。

それから、1枚おめくりいただきまして、29ページでございます。消費者教育の充実ということでございまして、消費者の自立あるいは権利、その中で消費者が積極的な役割を果たしていくということを理念等でもうたっておりますけれども、そういった中で消費者に対して必要な情報を与える、あるいは十分な教育の機会を確保するということが、消費者教育の重要性というのが一層重要になってくるのだろうということが1つと、その中で、特に最近若年層の被害が多いということもございまして、消費者教育はいろんな場で総合的に推進していく必要がございますけれども、その中でも特に学校における消費者教育の充実といったものも非常に重要性が高いのではないかと考えてございまして、その辺も明確にしていくということが考えられるのではないかと論点でございます。

以下、参考の18は、その報告書の中で消費者教育に関する部分の抜粋をさせていただきます。

それから右側30ページは、これも前次の部会でも一度御議論いただいておりますけれども、消費者教育といったものが各主体においてどのようになされているかというイメージを示した図でございますので、参照にいただければと思います。

それから、おめくりいただきまして31ページでございます。苦情処理・紛争解決ということでございますけれども、ここにつきましては、現行第15条の中で苦情処理に関しまして、いろいろと規定が現在もございまして、その中で市町村、それから都道府県の役割分担について、必ずしも明確ではないのではないかと御議論を部会報告の中でいただいております。その中で様々な苦情がスムーズに処理されるために次のような内容を明確にする必要があるのではないかとございまして、1つは、都道府県と市町村の役割分担でございますけれども、恐らく現実には各地域の実情に応じてバリエーションがいろいろあるかと思いますが、基本的には都道府県と市町村がいずれも苦情処理のあっせん等に努めると、そういう役割があるということを明らかにする必要があるのではないかと1つと、もう一つの点としましては、その中でも、やはり都道府県につきましては、広域にわたる施策でありますとか、あるいは市町村が行う施策の様々な総合調整でありますとか、そういったものについては都道府県として果たすべき役割といったものがあるのではないかと。このようなことを明確にするということが考えられるのではな

いかというのが のポイントでございます。

それから、 の話でございますが、こちらは実際に様々なトラブルについて消費生活センター等における苦情の処理、そこでの助言等では解決が困難なものにつきましては、さらに一步進んであっせん、あるいは調停による紛争の解決というプロセスになります。現行法におきましては、苦情処理のあっせんといったような規定はありますけれども、紛争解決そのものについての明示的な規定がない状態となっております。

それから、一方でADR基本法といったものが検討されるという動きもございますので、これに対応して、やはり紛争解決についても何らかの役割を明らかにする必要があるのではないかとということでございまして、国あるいは都道府県といったものがそういった紛争の適切かつ迅速な解決を促進すべきというような役割を明確にする必要があるのではないかと問題意識でございます。そういう意味で苦情処理の話と紛争解決と2つの面からここではまとめております。

参考20は、報告書の関連箇所の抜粋でございます。31ページから32ページにかけて載っております。それから33ページ、ちょっと長いですがけれども、同様に関連部分の抜粋を付けてございます。

それから34ページに、参考21としまして、地方公共団体の紛争解決のための委員会等一覧を付けてございます。これは先ほど紛争解決の話申し上げましたけれども、現在あっせん・調停等を行う機関として、条例等に基づきまして、各地域に設置されております委員会等の一覧を付けてございます。名前は苦情処理委員会、あるいは審議会、いろんな名前がついてございますけれども、ここに書いておりますように、都道府県レベルでは、ほぼすべてできておりますし、それから、35ページ、36ページにかけましても付けておりますが、政令指定都市、あるいは町村レベルも含めてこのような組織ができております。こういった組織の実際の活動については必ずしも期待された活動がなされていないのではないかとというような議論も前回の部会でございましたので、こういったものをより実効性のあるものにするためにも、紛争解決についての都道府県等の役割を明確にしていくという必要があるのではないかと問題意識でございます。

それから、1枚おめくりいただきまして、37ページでございます。国際的連携の確保ということでございますけれども、先ほど基本理念の中で最近の消費者問題の国際化に対応して、政府の施策としてもそれに対応すべきであるという理念が必要ではないかということをお知らせいたしましたけれども、それとの対応関係でございまして、その施策等のメニュー

にしましても、国際的な連携を確保するということが必要ではないか。これは安全の確保、あるいは契約の適正化、あるいは苦情処理という面におきましても、今や海外との直接のやりとりで様々なトラブルが起こるということがございますので、海外との間の情報交換でありますとか、あるいはADR機関の相互の連携といったようなことが必要になってくるだろうということで、連携の確保といった趣旨のことを施策のメニューとしても明らかにする必要があるのではないかとということでございます。

以下、参考の22は報告書の関連部分の抜粋、それから参考の23は、他の基本法において、このような国際的な連携といったものについての規定例として、ここでは環境基本法の例を書いてございますけれども、こういう国際的な目配りというのが最近の基本法においていもかなりなされるようになってきているという状況でございます。

それから、1枚おめくりいただきまして、39ページでございます。今まで申し上げましたのが施策のメニューでございますけれども、行政の推進体制等という固まりでございます。まず、消費者政策の戦略的な推進ということであります。これは部会の中でもいろいろ御議論がありましたように、消費者政策というのが各省に幅広くわたっているという中で、それをできるだけ一体的で戦略的に実施していく必要があるということでありまして、部会報告の中では消費者政策の基本戦略のようなものの策定ということを御提言いただいておりますけれども、そういう基本戦略のようなもの、名前はいろいろなものがあるかと思っておりますけれども、そういったものを策定し、かつ、それを着実に推進していく必要があるということをお明らかにする必要があるのではないかと。

それからもう一つは、消費者保護会議の見直しということについても部会の中で御提言をいただいておりますので、その会議を見直すとともに、今申し上げましたような基本戦略といったものを法定して、それをきちんと推進するためには、この同会議が基本戦略を策定し、推進していくということを明確にしていくということが考えられると思います。また、その際に、外部の有識者の知見を活用するというのを部会報告の中で言われておりますので、例えば、国民生活審議会の意見を聞くというような形にしまして、国民生活審議会での議論、あるいはその知見というものが反映されるように、そのリンクをうまくつけていくというような仕組みを考えていくということも考えられるのではないかとということであります。

それから、そういったことも踏まえて保護会議全体を見直していく中で、消費者保護会議という名称につきましても、何らかの変更を検討してはどうかということでございます。

参考の24は、部会報告での関連箇所の抜粋でございます。

それから、右側40ページに参考の25というのがございますけれども、これは現在内閣府に置かれております様々な会議を参考に表にまとめておりますけれども、ポイントとしましては、上半分の4つ、重要政策に関する会議と言われるものと、下の方に載っております特別の機関というものに分けております。上の重要政策に関する会議、これはそれぞれ構成員が閣僚プラス有識者ということでありまして、ある意味では審議会的な機能の色彩が強いところであります。それから下の方に載せておりますのは、基本的には構成員が閣僚から成っております、閣僚会議として物事を決めたり、あるいは推進をしていくということでありまして、若干そこで性格の違いが出てきているということと、それから、そこでは様々な大綱をつくったり、計画をつくったりといろんなバリエーションがあるということでございます。

それから、1枚おめくりいただきまして、41ページでございますけれども、国民生活センターについてでございます。国民生活センターはこれまでも非常に中核的な役割を果たしてきているわけですが、現行の基本法においてはメンションがないという状況になっております。今後とも国民生活センターが様々なところと連携を図りながら、消費者政策の推進をやっていく上での中核的な機関としての役割を果たしていくと、そういう必要性がございますので、そういった国民生活センターの位置付けを何らかの形で明確にするということも必要なのではないかということでございます。

参考の26はその報告書の関連部分の抜粋、右側42ページの参考の27は、現行の国民生活センターがネットワークの中核機関として果たしている機能についてのイメージ図を参考に付けさせていただいております。

それから、最後43ページでございますが、基本法の見直しを具体化していく中で、その全体を踏まえて現在の消費者保護基本法という法律のタイトル、名前そのものについても変更を検討してはどうかということございまして、例えば、ここでは消費者基本法というのを挙げております。ちなみに、現在、右側44ページの参考28にございますように、26本、基本法というのがございまして、様々なタイトルの付け方をしておりますけれども、今回の消費者保護基本法についても、改正の中身を一番適切にあらわす中身としてどういうものかということを検討していく必要があるのではないかとございます。

以上、部会報告をもとに今回の見直しについて考えるべき事項を整理したものとこの

とで御紹介させていただきました。ありがとうございました。

落合部会長 それでは、ただいまから資料1に基づいて御議論をいただきたいと思いますが、消費者保護基本法を全面的に見直した場合に、消費者保護基本法の中にどのような事項を盛り込むべきかという、資料1がそういう問題についてのものであるということです。したがって、消費者保護基本法を全面的に見直したときに、どのような内容のものになるかというところを今日御議論いただくということになります。

資料1の表紙をごらんいただきますと、全体として5項目になっておりますが、かなり理念的なというか、基本的な部分が1、2というところであり、あと3以降については、それを具体的にどういう形で実施していくかという問題ですので、大きく2つに分けることができるだろうと思いますので、まず最初に「1. 基本理念」、「2. 行政・事業者の責務と消費者の役割」、この1、2の関連、資料1でいきますと22ページまでということになりますが、この部分につきまして、まず最初に御議論をお願いしたいと思います。それではお願いします。

長田委員 1ページの「基本理念」のところですか。ここのところで消費者の自立ということの環境整備ということが言われておりますけれども、消費者が自立をするということと、それから、事業者との関係が対等になるということはイコールではないのだということとを、つまり、自立するための環境整備をしたからといって、消費者が対等の関係に立てるわけではないという格差の部分についてのことを明確に念頭に置いた基本理念というふうにしていきたい。読みようによっては、環境整備さえすればいいのだというふうに読まれてしまっただけではないということを確認しておきたいと思います。

それから、ここのところでの消費者の権利を明記していただきたいということを申し上げます。本日、資料の中で大河内委員からの提出で、資料5の「消費者保護基本法改正試案」というのが出ておりますけれども、そここのところの3ページをごらんいただきたいんですが、ここのところの基本理念の中に消費者の権利を逐条ごとに明記していただきたいということが書かれておりますけれども、特に権利の明記の仕方の中でも、内閣府から出ております資料1のページ2にあります6つの権利に加えまして、私どもの消団連の方から出してあります試案のところ、ページ3と4に分かれておりますけれども、1つは、4番の公正な取引条件により、消費者取引を行えることということ、それから8番の消費者団体を組織し、行動できることという、この2つの権利をぜひ加えていただいて、8つの権利として明記をしていただきたいというふうに考えております。

それからもう一つ、資料1のページ19でございますけれども、「消費者等の役割」のところの消費者団体の役割でございますけれども、この点に関しましても、このところではまだ提示されておられませんけれども、より明確に具体的な役割として書き込んでいただきたいということ、2点申し上げます。

落合部会長 高田委員どうぞ。

高田委員 東京都でございます。私どもも消費者保護基本法の見直しにつきましては、9月に内閣府に対して要望意見という形で出させていただきました。まず、ただいま御意見がありましたように、1つは、消費者の権利についてうたっていく必要があるのではないかとございまして。これは現実には起こっている様々な消費者問題を解決して消費生活の安定と向上を図っていくためには、いうならば消費者の権利を掲げて、その実現に向けて施策を組み立てると、そういう展開がある意味では非常にわかりやすいし、施策の意義でありますとか、その必要性、そういったものも消費者にとっても事業者にとっても理解されやすいものになるということから、そういう要望を1点出させていただきました。ですから、ここにございまして、消費者の権利をうたうということについては、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

それから、事業者の責務につきましては、適正な消費者取引の実施でありますとか、あるいは消費者への適切かつ迅速な情報の提供を現行法規に加えていくべきではないかということを出しておりますので、概ねこの中で実現されているのではないかというふうに思います。

それから、これは認識に関することなんですけれども、資料の1ページの基本理念のところの「環境への配慮」というところがございまして、ここでは「消費者の環境問題への意識が高まっていることから」、こういうものをうたったらどうかということでございますけれども、とらえ方は、私としては資料の10ページにあります報告書の関連箇所でお示ししてありますように、持続可能な社会実現のための消費者の参画ということで、前段部分よりは、むしろ後段部分の6行目のところから、「持続可能な社会を実現するためには、消費者一人一人が自らの行動が環境に与える影響を認識し、環境問題への取組に対してさらに積極的に参画していく必要がある」という、こういった認識でもってこれをうたっていくべきではないのかなというふうに思います。

それから、さらに2点ほど確認をさせていただきたいんですけれども、13ページの「国及び地方公共団体の責務」の中で、「施策の策定・実施にあたっては透明性が確保される

べき」というふうに書いてございますけれども、これは考え方としてはまさにそのとおりであらねばならないわけですが、具体的に消費者政策を展開する中に、どういうふうな形でこういったものを取り込んでいくのかというのがいまいち御説明の中ではちょっと見えなかったのが御説明いただければというふうに思いました。

それから、19ページの「消費者等の役割」のところですが、一番最後のところに、「消費者政策等に関して意見を積極的に表明する」というふうにございますけれども、これは具体的にどういうふうにその機会を行政として確保していく必要があるかということがまず考えられるのではないかと思いますけれども、その辺についてどういうふうなお考えかということをお説明いただければと思います。

以上でございます。

落合部会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいま2点につきまして御質問がありましたので、この点につきまして、事務局の方からお願いします。

中村消費者企画課長 今御指摘のありました透明性の確保あるいは意見の表明というあたりは、ある意味では関連の深い部分かなというふうに思いますけれども、例えば、現在は様々な施策をつくるときに、パブリックコメント手続といったようなものも実際に行われておりますし、それから実際に様々な、例えば、このような審議会のようなものについても、できるだけ議事の内容も透明に全部外に出すというようなことをやっております。したがって、そういったことを地道にやっていくことによって、実際の施策がとられていくプロセスをできるだけ中間段階でも外にわかるようにしていくということであろうかと思っておりますので、ある意味では、現在も進められているようなことを着実にやっていくということかなというふうに思っております。

それから、意見の表明につきましても同様でございますし、現行の様々なパブリックコメントの手続、あるいは21世紀の報告書を審議する場合にも、広い形で、パブリックコメントとはちょっと違いましたけれども、幅広くインターネット等で各方面から意見を募るということをやりましたので、そういったことも引き続きいろんな形でやっていくことが必要かなというふうに思っております。

それから様々な、例えば、先ほどの消費者保護会議、あるいはその中で戦略づくりのようなことを申し上げましたけれども、そのようなものをつくっていく際にも、国生審も含め、外部の意見がそこに反映されるような仕組みをつくっていくというようなこともその一環かなというふうに考えております。

落合部会長 高田委員よろしゅうございますか。

それではほかに御意見ございますか。品川委員どうぞ。

品川委員 1つは13ページの国及び地方公共団体の施策・策定に当たっての透明性ということについてお答えをいただきました。透明性ということであると、施策・策定に当たっての情報の開示なり公開なりというニュアンスがこの言葉では表現されるのだらうと思うのですが、このこと自体は今御説明がありましたように、情報公開法のもとですから、ある意味では基本法にうたわれなくても、情報の開示というのは当然前提としてはあるのだというふうに思います。その点では、消費者保護基本法を改正しようということでの消費者施策の策定の件ということですから、透明性という情報開示ということよりはもう少し踏み込んで、消費者との意見交換ですとか、消費者の施策・策定への参画というふうなニュアンスがもう少し明確になるような責務の規定が必要ではなからうかと思えます。

それから、発言の機会をいただきましたので、19ページの消費者の役割の件につきましては、具体的な消費者の意見を表明するための施策等はここでうたうか、それとも、後段の具体的施策のところでもさらに検討するかということになるかと思えますけれども、先ほども御発言がありましたが、消費者団体の役割ということについては、報告書の中でも具体的に指摘されている、5点ほど内容がぜひ記述される必要があるのではなからうかというふうに思っておりますというのが1つです。

それから、話は前後しますが、冒頭の基本理念というところでは、ぜひ法文上権利ということをも明記していただく、かつ2ページにありますような権利の内容を列記していただくことが必要ではなからうかというふうに思っています。

最後に1点、15ページに事業者の責務という内容がございます。15ページの下の方にあります報告書で指摘されている事項のかなりの部分が四角の中で取り上げられているように思うのですが、15ページの下にあります責務として具体的に「・」で指摘されている事項の中で言うと、2番目の「公正な消費者取引の確保」という内容が上の箱の中には取り上げられていないように読めるのですが、何か特段「公正な消費者取引の確保」の件についてはお考えがあつてのことか、その点を少しお伺いしたいと思います。

以上です。

落合部会長 ありがとうございます。それでは、今御質問あつた点につきまして事務局の方から回答をお願いします。

中村消費者企画課長 公正な取引の重要性ということについて、何か特段の理由があつ

て、ここから落としたという趣旨では全くございません。こういった趣旨をどこに書いていくかという整理の問題が出てこようかと思えますけれども、先ほどの御発言の中にもございましたけれども、消費者の権利という中において、こういった公正な取引がなされるというようなことを位置付けていくということも考えられるのかなということもありまして、ここでは事業者の責務の中で特段明示はしておりませんが、中身として事業者がきちんとした公正な取引をやっていくということは、例えば、適合性原則の話も含めて、その中身としては入れていく必要があるかと思えます。いずれにしろ、公正な取引という中身を事業者の責務として書いていくか、あるいは施策として書いていくか、あるいは権利として書いていくか、その辺はまた具体的な法文を考えるときにはぜひ検討させていただきたいというふうに思っております。

落合部会長 品川委員よろしゅうございますか。

品川委員 ありがとうございます。

落合部会長 じゃ、石戸谷委員どうぞ。

石戸谷委員 日弁連の意見につきましては、資料6でありますので見ていただければと思います。基本理念と事業者の責務のところだけ触れたいと思えますけれども、基本理念を明確にして権利をうたって、国際協調、環境への配慮といったものを盛り込むということについては賛成です。ただ、基本理念のアの「消費者の自立の環境整備」のところの項目なんですけれども、ここはこういうふうに区分けして書くべきではないというふうに思っています。理念をどうするかということについては、資料1の2ページ目の一番下のところに、消費者の権利を位置付けて、権利を実現するために消費者政策を展開するとの基本理念というふうな話になっているわけです。それをそのまま条文に落とすと。それは消団連の方の改正試案でいきますと、3ページの2条のところなんですけど、それもこういう書き方になっているんですね。権利をうたって、それを実現するためにという、まさにこの報告書と対応したような条文の作り方になっていまして、これとは別に、まず自立云々というようなものを持ってくるということは、じゃ、自立とは何かという定義があるわけではないので様々な解釈が、この点については前回の部会で既にいろんな意見が出ているようなことでありまして、基本理念という非常に重要なところで、そういうふうな様々な解釈できるようなものをもってくるというのは非常に問題だと。金融商品販売法の制定のときに、金融審議会で議論していたときに、ある委員の方が現行、消費者保護基本法の5条に、消費者の役割として自主的、合理的に行動するように努めると書いてあるじ

やないかと。したがって、説明義務の方でいろんな観点で消極的だみたいな、そういう論拠として使ったりというようなことが観点によって、なるほど出てくるんだなと。まして基本理念として置いたときに、はっきりした定義付けなしに置いたときには、さらにいろんな問題が出てくる。ここはやはり業法規制が消費者を保護の客体として見ているのを権利主体というふうに転換するんだということがはっきりすればいいわけであって、したがって、権利中心に組み立てるべき、そうしないと、規制緩和が進展して市場メカニズムを活用しなければならないということで、この2ページのところで市場メカニズムの活用は消費者が市場で主体的に行動し、自由で多様な選択を行うことを可能とするというふうな文脈になると、何か権利というのを、一応さしておいて、主体的、自主的にあり得るんだというふうな流れになってくるので、そういうつながり方というのは、そこにもってくる消費者像とか人間像を、これまた定義があるわけないので様々な人間像というのは可能で、消費者契約法のときに等身大の消費者像とかいろいろ議論されて、内閣府としてはそういう前提で書かれているのかもしれませんが、同じ時期に金融審の方では、中間整理第1次、第2次というのをまとめていまして、合理的経済人モデルから始めていろいろ議論しているわけでありまして、必ずしもそれが何も定義なしにもってきて、それが誰にでもみなそういう立場に立つということになるわけではない。したがって、既に21世紀型の報告書で自立ということになったんだから、消費者と事業者は対等だというふうなことをおっしゃっている、意見として述べられている方がいて、それで冒頭のそういうものではないという発言につながると思うんですけども、様々な解釈が成り立つような格好の自立というものをここに持ってくるということについては私としてはそれは問題だというふうに思っております。

日弁連の意見書の中で、現行基本法制定35年経過して事業者と消費者の格差はむしろ拡大しているということを強調しているのは、たとえ権利を与えて自立となったとしても、格差というのは非常に拡大しているのであって、したがって、いろんな法制度、インフラの整備というのをやっていかなければならないという文脈になってくるので、そういうことには十分配慮すべきだと思います。

それから、15ページの「事業者等の責務」のところでありまして、基本的には賛成なんですけれども、先ほど意見が出ました公正な消費者取引の確保の部分は、これは正確な情報を提供することと、判断をゆがめるような行為をやってはいけないというのはセットであるはずで、情報を出すことと、不適正な勧誘をしないということがセットになっ

で初めてちゃんとした判断ができるわけなので、それは入れた方がいいと思います。

それから、適合性の部分については、これは賛成です。そこについては、昨今これが大変重視されて証券取引法、商品取引所法、金融商品販売法と90年代の後半から順次整備がされてきていますし、金融分野だけでなく、特定商取引法の中でも施行規則の中で判断力不足に乗じた取引というようなことで挙げてありまして、やはり、こういうものをきちんと消費者取引の方における事業者の責務としてうたうということは大変重要だというふうに思いますので、この点は支持したいと思います。

落合部会長 ほかに御意見ございますか。高橋委員どうぞ。

高橋（伸）委員 今回事務局に御整理いただいた見直しの方向性につきましては、概ね適切で基本的には賛成でございます。ただ基本理念につきましては、今、消費者の自立と権利の問題について石戸谷委員の方からお話がありましたけれども、私も同様の意見を持っております。重ねて申し上げませんが、そこに関しての再検討ということが必要だと思います。

それから2点目なのですが、「行政・事業者の責務と消費者の役割」という2の項目のところでございますが、15ページに事業者の責務というのがございます。これを今、石戸谷先生の方から適合性の原則というお話があったのですが、このイのところでは適合性の原則を明記する形の案が出てありまして、これは事業者と消費者のよりよい関係のために非常に重要でありまして、ここで明記すると同時に、ぜひ具体的な施策の中でも展開する必要があるというふうに思っております。

ただ、ここに書かれております適合性の原則の具体的な表記につきましてはやや異論がございます。一般的に適合性の原則というのは、「消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること」というふうに表現されるのが一般的なのですが、今回の見直しではもう一步深めるべきだというふうに思っております。と申しますのは、どう深めるかといえますと、「財産の状況」というこの表現において、特に適合性の原則が重要になるのは金融関係の消費者被害ということになると思うんですけれども、財産が多いからいいじゃないかというような事業者の判断があったりしまして、老後の生活設計に多大な支障を及ぼしたり、自宅を担保にとられてしまっただけで変額保険なんかで非常に困っている方がいらっしゃる現状を見ますと、この「財産の状況」という表現は適当ではないのではないかとこのように思っております。現に証券取引法とか、商品取引所法とか、適合性に関する規定はいろいろあるんですが、証券取引法の43条を受けて日本証券業協会の公正慣習規則で

は、9号の第2条というところで顧客カードに適合性判断情報を記載することが必要であるということが平成8年4月に定められました。その規則ではトラブルが防げないということで、平成11年の6月に実は顧客カードに盛り込む内容を、知識、経験、年齢、性別、資産に加えて投資目的という項目を入れるようになっているんですね。ですので、今回の見直しに当たりまして、財産状況というよりは、消費者の利用目的、生活設計ということを入れないと消費者被害がなかなか防げないと思います。適合性の原則の表現方法につきましてぜひ工夫をお願いしたいと思います。

以上でございます。

落合部会長 どうもありがとうございました。ほかに御意見、松本委員どうぞ。

松本委員 具体的にどこに書き込んでいただくのが適切か、あるいは書き込む必要はないのか若干判断に迷うところがあるんですが、消費者団体、それから事業者団体、それぞれの役割が基本法に書き込まれるというのは非常に大きな前進だろうと思います。今後の消費者政策の推進に当たって、あるいは消費者の権利を実現していくに当たって、そういった団体の役割というのはますます大きくなるだろうと思います。とりわけ、21世紀型の消費者政策が市場メカニズムの活用というマーケットを基礎に置いた施策をとろうとしているという点から言えば、事業者団体の役割、単なる事業者の利益を代弁して政府に陳情するという狭い意味ではなくて、もう少し公益的な意味での事業者団体の役割というのは今後ますます大きくなっていくだろう。ただ、事業者だけが自分たちの利益の観点から集まって何かをやるということでは信頼されないわけであるし、そこで作成される事業者のルールだとか、あるいは業界主導型のADRというのも現在期待されているわけですが、それに対する信頼が十分には確保できないだろう。となると、事業者団体の取組の中に消費者あるいは消費者団体が入って行って、共同してルール形成等を行っていくということが必要になってくるわけであって、そういう各団体の役割が重要なんだ、もっと頑張ってくださいということを書くことに加えて、さらに両者の協力といいますか、とりわけ、消費者が事業者団体の方に入って行って様々な事業者としての施策に影響を与えるということが重要になります。それを恐らく、促進しろというようなことを行政の責務として書き込むのがあるいは適切なのかもしれないんですが、そういう観点からのそれぞれの団体、消費者、事業者の協力とか共同 - - 協力より共同の方がいいでしょうかね、そういう趣旨をどこかにうまく表現できるような工夫をしていただければと思います。

落合部会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。鶴田委員どうぞ。

鶴田委員 全体的としてはよくまとまっているなと思いますけれども、若干このところはどうするのかということを考えていたものですから意見を申し上げたいと思います。

2 ページのところなんですけれども、参考のところ、消費者は、「自立した主体」として能動的に行動すると書いてあるわけですね。消費者は能動的に行動するというのはどうということかなとずっと考えていてあまりイメージが浮かばないんですけれども、少なくとも私の理解で、消費者が適切な消費者行動を行うためには、ここに書いてございませんけれども、市場が正常に機能しているというのが大前提だと思うんですね。市場が正常に機能していない状態で、安全が確保されているとか情報とか選択云々とかございますけれども、やはり、その大前提は市場が正常に機能していて、その中で適切な情報を背景として消費者が積極的な選択を行うというふうに私は理解しているんですが、そうすると、消費者の権利を確保する前提として、マーケットメカニズムが正常に作用しているという文言はどこかに必要なんじゃないかというふうに思うんですね。そうすると、消費者基本法と独禁法とどう関係をつけていくのだろうかというあたりが、どうも基本的に重要な論点じゃないかという気がするんですけれども、その辺をどう考えたらいいのかなというのが私の今の疑問です。

落合部会長 田村委員どうぞ。

田村委員 鶴田委員のおっしゃることに大賛成で、競争政策と消費者政策、特に保護されていた時代の消費者と、それから21世紀の消費者というのは、やはり競争政策と消費者政策の表裏一体の関係の中で位置付けていかなければいけないと思うので、それがどこかできちんと表現されていないと、まさに今、鶴田委員がおっしゃった自立的主体として挙げられている幾つかの整備の必要事項というものは、結局、保護する規制をまた考えましょうみたいなメカニズムの方向に意識が行ってしまうような気がするんです。まさに鶴田委員がおっしゃったように必要な情報を得るとか適切な選択というのは、市場を通じて消費者が得ていくことによって、それが消費者にとっての教育になるといったような、そういう趣旨のことも何か頭文かなんかできちんと入れていかないと、保護法から新しい基本法に変わるというふうに私にはちょっと思えないので、大賛成ということで、そこを意見とさせていただきます。

落合部会長 渡邊委員どうぞ。

渡邊委員 私も同様の考え方でありますが、読んでおまして、いわゆる自立ということと前回は議論がありましたけれども、実際は保護から今度放置へという形になるのかなと

いう思いも、2ページの上段の方に、その部分の市場メカニズムの状況について書いてありますけれども、公正な状況というのが必ずしもまだ現状の中に確保されていないのではないかという思いがありますし、独禁法の問題に関しても、我々も消費者との公正なという問題がありますけれども、問題を矮小化するようでありますけれども、事業者と流通との関係でもまだ公正な取引が行われていないということで、流通サイドへの申し入れ等もしてきている状況なんかも業界の側からまたあるということもまだ現状としては残っている中で、さらに消費者にとって、その辺が確保されるのかというのが非常に大きな問題意識としてあります。

もう1点は、先ほども御指摘ありました10ページの関係で環境等の部分で、同様に10ページの上の方に「利便性の向上が追求され」ということでありますけれども、さらに下で「持続可能な社会を実現するためには、消費者一人一人が自らの行動が環境に与える影響を認識し」という部分での消費者教育等にかかわって環境との関係ですね。私は労働組合の立場ですけれども、一方、また別の事業者との関連でのそこに働く者としての立場でいうと、利便性を追求するがために、例えばスーパーへの、あるいはコンビニへの多頻度少量配達みたいなことで、よりトラックを動かさなきゃいけないとか、あるいは正月も勤務をすとか、利便性の追求の一方で環境へ負荷を与えるような状況、それが消費者の皆さんのニーズだということで、すべて受け入れなければならないということも一方で出てくる問題性というの、消費者教育の一方の部分として触れていただければという思いもあります。それを付け加えたいと思います。

落合部会長 この1、2につきましてほかに御意見、大河内委員どうぞ。

大河内委員 前も言いましたけれども、保護の問題ですけれども、保護と自立が対立的になるのではなくて、保護も必要だし自立も必要である。その中で権利が侵害された場合には保護されるべきだというような考えが出てくるんだと思うんです。そういうことを法で規定して初めて守られることではないかというふうに思いますから、ぜひ権利の言葉は明記していただきたいなというふうに思いました。

それから、消費者団体のことなんですけれども、私は消費者団体から来ておりますので、ちょっと意見を申し上げたいんですけれども、基本法をはじめとして、皆さんが法律をいろいろ整備されて、行政の窓口、それから企業の相談とかこれから充実していくというふうに希望を持っておりますけれども、それでもなおかつ、その窓口、苦情のところから落ちこぼれていく生活侵害ですとか、そういう苦情が私たちはあると思っています。

それと、自立できない消費者というの、これから高齢化社会がくるのがわかっていまずから、自立できない消費者というのも増えていくことであろうと思っています。そうした中で、そういういろいろな苦情を生活者の視点で受け止めることができ、そしてそれを早く問題提起するというような役割が消費者団体にはあるというふうに思っておりますし、それぞれ行政も事業者も、そして消費者団体も役割をきちんと果たすことによってみんなが暮らしやすい世の中をつくるというのが皆さんの目的ではないかと思しますので、私はそういうふうに考えているということを書いたかったです。

落合部会長 ありがとうございます。どうぞ。

田口審議官 基本理念につきまして、石戸谷委員から御指摘をいただきましたが、1ページの資料の構成につきまして、事務局の考え方をちょっと御説明させていただければと思います。石戸谷委員の方から1ページの のアの位置付けがいかかという御指摘でしたが、この資料の構成といたしましては、部会報告の考え方をできるだけ忠実に反映させていければということをつくっております。右側の2ページの第5章の消費者政策の理念についての表現ぶりを御指摘いただきましたが、ここの考え方はその上にあります第2章の消費者政策の理念、ここで全体の内容を整理しているわけでございます。この消費者政策の理念につきまして、当部会報告では、まず、(1)で「保護から自立へ」ということで消費者像の転換の必要性について書いております。その上で2.のところで、消費者が「自立した主体」として能動的に行動していくためには、消費者の権利が必要ということで、いわば自立と権利が一体のものとして整理をされているということでございます。それを受けて第5章の2節、基本法の見直しの部分では、下3行にあるような表現をとっているわけでありまして。こういうような考え方を踏まえまして、左側の枠囲いの部分では、まず自立の環境整備を書き、その上で権利の確保について触れております。石戸谷委員の方から権利をまず前面にということですが、権利というのはいきなり出てくるというよりも、消費者像が保護から自立へ転換するということといわば表裏一体の関係として権利が確保されるべきということではないかということで、1ページではこのように整理をさせていただいたところでございます。

落合部会長 糠谷委員どうぞ。

糠谷委員 今の田口審議官のお話に触発されて、もうこんなものかと思っていたんですけども、基本法ですから、大体こういう方向で私もよくまとまっていると思うんですが、鶴田先生が先ほどおっしゃられた点はやはり重要なポイントではないのかという気がする

んですね。特にこの1ページの書き方をはじめとしまして、保護から自立へというのは大きな方向ですから当然のことなんですけれども、そこで言っている市場というのが、ここでは完全無欠とっておられるわけではないんでしょうけれども、やはり所与の市場を頭において言っておられる印象を受けるんじゃないかと思うんですね。ですから、そこについて、基本法ですからどういう書き方ができるかというのはあろうかと思いますが、やはり今起こっている消費者問題、特に私どもの国民生活センター、消費生活センターに来る問題というのは、市場の問題云々以前の問題かもしれないんですね。ですから、そこまで書けばぐじゃぐじゃしちゃうので、大きく割り切ればこういうことだと思うんですけれども、やはり所与の市場を前提に自立をせよ、自立のための情報提供をすれば済むのかというと、なかなかそうではないというところはあるかと思いますが、今の市場を前提にして、それじゃそれで済むのかということもあろうかと思いますが、私も鶴田先生の問題提起は重要なところではないのかなという気がいたします。

落合部会長 それでは時間の関係もございますので、特に1、2につきまして、御意見をという委員の方がおられましたらお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは次の3、4、5のテーマにつきまして御意見をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。高田委員どうぞ。

高田委員 先ほど東京都といたしまして、消費者保護基本法の見直しに当たって意見、要望を出させていただきましてというふうに申し上げましたが、今、部会長が仕切った前のところで恐縮でございますけれども、その中に私どもといたしましては、今までいろいろ議論がございました消費者団体、事業者団体の果たす役割、これに着目した規定を設けるべきであるというふうにお願いをしております、その関係での先ほどの御説明の中で消費者団体訴訟制度が将来的にこの部会でも審議することになっているわけですが、そういったことも念頭に置いて規定を設ける必要があるという御説明があったことを確認させていただきたいと思います。

さて、23ページ以降でございますけれども、まず、27ページのところでございます。これも私ども要望意見の中に出してございますけれども、消費者取引、ここでは消費者契約の適正化という形になっておりますが、適正化をどうやって図っていくかということについて、消費者被害の増加、深刻化という現状を見れば、新たにその規定を設ける必要があるというふうに出させていただいておりますので、ぜひ規定をお願いしたいと思います。

ただ、ここの中では契約締結に当たっての情報提供、勧誘行為の適正化、契約条項が公

正であるという書き方になっているわけですがけれども、現状の被害の実態を見ますと、例えば、不当に履行を遅延させるとか、あるいは履行を拒否するとか、それから逆に債務の履行を不当に強制するとか、クーリングオフを拒否するという不当な解約拒否の行為というものが非常に多うございまして、また深刻でございます。これは28ページの右の参考17のトラブルの種類の変化のところに契約・解約についての相談が多いというところで顕著に出ているわけですが、事項としては、ここに掲げられているほかに、今申し上げましたようなことを規定の中にぜひ盛り込んでいただきたいというふうに思うわけです。

それから次に、29ページの「消費者教育の充実」のところでございますけれども、ここに特に若年層の被害が多いということで、学校における消費者教育の充実というのとはうたわれていますけれども、実態を見ますと、先ほども出ておりましたが、高齢者にも非常に狙い撃ち的なものが多いということもございまして、「特に」という触れ込みですがけれども、学校以外にやはり地域とか、あるいは家庭というところにおける消費者教育ということも非常に重要ではないかということ意見を申し上げておきたいと思っております。

それから、31ページの「苦情処理・紛争解決」のところですが、これは私どもも要望意見の中で申し上げていることなんですが、この書きぶりが32ページの右側のところで報告書の関連箇所指摘されている2000年7月の当部会における報告「都道府県と市町村における苦情相談・処理業務の在り方について」という考え方と違うのではないかというふうに思いますので、意見を申し述べさせていただきます。

その部会報告では、苦情相談処理については、都道府県としてはまず第一に広域的、専門的な苦情処理相談、それから2番目として市町村の補完としての苦情相談処理、3番目として適切な消費者行政を行う上でのセンサー機能、インフラ機能としての苦情相談処理というのを掲げておまして、市町村への補完の役割のほかに、都道府県の独自の役割というものを出してございます。ただ、このアのところでは、「都道府県と市町村がいずれも苦情処理のあっせん等に努める」ということになっておりますけれども、役割として基本的なとらえ方が同列的に書いてございますので、そうではないのではないのかなというふうに思う次第です。イのところも「上記役割に加え」という書き方をしておりますので、ちょっと違うのではないかというふうな感覚を持ちます。

最後のところでございますけれども、39ページの推進体制です。これも要望意見の中に入れてございまして、施策の企画推進のみならず、調整権を付与した形での消費者行政の推進体制の整備、これを具体的にどう展開するかはいろいろな読みがあると思っておりますけ

れども、現行の消費者保護会議を強化する形でぜひ実現していただきたいというふうに思う次第です。

以上です。

落合部会長 高田委員が言われた中で、31ページの都道府県と市町村の役割の部分につきましては、これは32ページの「都道府県と市町村における苦情相談・処理業務の在り方について」の報告の趣旨と違うことが31ページの囲みの中には書かれているのではないかと、そういう感じを持っておられると。

高田委員 はい。

落合部会長 そのポイントはどこがどういうふうに違うのか、ちょっともう一回お願いいたします。

高田委員 先ほども御説明しましたように、部会報告では都道府県の苦情相談処理の役割について3つに整理されているわけですね。その1つは、広域的・専門的な相談処理、それから、先ほど言いました市町村の補完としての相談処理、それから消費者行政を適切に行う上でのセンサー機能、インフラ機能。ですから、相談処理に当たって我々の受け止め方ですけども、一義的には区市町村の窓口がまず対応する。広域的、専門的なものについては、それは都道府県がある程度独自の役割として解決に当たっていく、あるいは行政措置とか、施策をいろいろ考えていく、場合によっては市町村をどうやって支援していくかというふうな意味でのセンサー機能、インフラ機能も都道府県の役割として独自にあるだろう。そういうものがしっかりうたわれているわけです。その役割を果たすためにも、都道府県は自ら苦情処理を行うのであって、それにさらに加えて補完機能というとらえ方なので、ここは要するに、まず区市町村が苦情処理に努めるべきだというのが前提で、この役割が基本ですよというのがイにつながる書きぶりかなととらえましたので、ちょっと違うのではないかなと。

落合部会長 むしろ都道府県の方は、苦情処理のあっせんというのは市町村と同等でやるものでも必ずしもないという認識でしょうか。

高田委員 都道府県も苦情処理を行います、一義的には苦情処理は区市町村、それから、大きく雑駁な分け方になりますけれども、紛争解決は都道府県が中心というイメージかなと思います。

落合部会長 なるほど、そのようなイメージのもとに御意見を出されたということですね。わかりました。今の点につきまして、事務局の方は何かありますか。

幸田消費者調整課長 先ほど中村課長の説明の中にもございました現行の消費者保護基本法の書きぶりの中では、まさにおっしゃられますとおり市町村が「苦情処理のあっせん等に努めなければならない」ということになっておりまして、都道府県に関しては、「苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするために必要な施策を講ずるように努めなければならない」という書き方になっておるわけでございます。実際、市町村がどの程度苦情処理のあっせん等をこの35年間やってきているかということも踏まえていく必要はあろうかと思えます。東京都さんのように市町村の方でかなり熱心にやってきていただいている都道府県もございまして、地方では市町村が必ずしもそういう状況になっていない都道府県もあろうかと思えます。それらを踏まえた上で、引き続き市町村が苦情処理のあっせん等に努めるという形で、現行の書きぶりを維持するのか、あるいは都道府県と市町村がいずれもやっていくのだという具合に書くのかということだと思えます。この点につきましては、特性に応じて選択できるような形で、ただ都道府県にも、まさに高田委員の方から御指摘がございました市町村を補完するような苦情処理の役割みたいなものもあるという意味も込めまして、両方を並べて書くのがいいのかなという案をお示しさせていただいているということでございます。

落合部会長 何か高田委員ございますか。

高田委員 実態と、そのあるべき姿というのをどういうふうにとらえるかということだろうと思うんです。実態優先でいくと、なかなか人手の問題も含めて、区市町村が整備していくというのは確かに難しいというのはあるんですけども、難しいから、例えば都の場合ですと、東京都さんやってくださいという形にどうしても流れていってしまうんですね。やはり行政としてはそうではなくて、基本的な役割は誰が果たすのか、誰に責任があるのかという形での役割分担、適正な意味での役割分担というのはどうしても必要なもので、実態を見ていきますと、特に東京都の方では市の相談受付の体制が人的にも窓口の開設についてもここ1年強化されてきているということがございます。これはある意味では東京都としての役割は、例えば12年のところの話ですと、補完機能は当面必要だとしても、どちらかと言えばセンサー機能、インフラ機能であるとか、広域的、専門的な問題についてのサポートをしっかりやっていくということで区市町村に対して対応していますので、やはり都道府県がどういうところに着目して自らの役割を果たすべきかということを考える上においても、実態もさることながら、本来の意味での役割分担をどうたい込むのかというのはきちんとやっていただきたいというふうに思います。

糠谷委員 私が申し上げるようなことではないのかもしれないんですけども、東京都がおっしゃるのは、そのとおりだろうと思うんですね。ただ全国的に見た場合に、今、市町村がやって、県は補完ですよということでは、ああそうですかということになるかという、もちろん、現実には追いつきすぎたはいけないというのはそのとおりだと思うんですけども、ちょっとそうではないし、とてもそういうことで、むしろ今度は逆に県の方は市町村がやればいいんだから、わしは知らんよということではないでしょうけれども、そういうことの動きもないことはないわけですね。ですから、現実的に言いますと、これも都道府県がどんどんやれということでもないだろうと思いますし、市町村合併が進んで今の3,000が1,000ぐらいになれば話は別かもしれませんが、そうすると、都はなくならないでしょうけれども、県はなくなって道州制になるかもしれない。そういうことも考えれば話は別ですけども、ちょっとここ当面と申しますか、5年か10年かわかりませんが、現実的にはこうではないのかなというのが私の印象でございます。

落合部会長 今回の論点についてですか。

山本委員 はい。

落合部会長 では、山本委員どうぞ。

山本委員 私、高田委員のおっしゃることも、それから糠谷委員のおっしゃることも大変よく理解できるわけです。そして恐らく囲みの部分の書きぶりが多少誤解を招くような部分があるのではないかと。そこを少し変えれば、恐らく皆さんが考えておられることは、事務局も含めてかなり一致が見られるのではないかと申すに、それは勝手な私の理解かもしれませんが、そういうふうに理解しています。と申すのは、全国区の議論をしなきゃいけないので、高田委員も決して東京都のことだけを考慮しておっしゃっているのではないと思いますが、全国的にいろんな地方の実情がある。ある県においては政令市が非常に大きくて、その政令市における消費者行政が非常に活発であり、しかし、その県における郡部とかそういうところをどう下支えしていくのかということが課題になっている県もありますし、東京都のようにトップランナーとして非常に先進的な消費者行政を推進してきたところもありますし、それから、地方でまだ市町村におけるセンターが整備されていない、そういうところもあります。いろんな県の事情に応じて適切な苦情処理、紛争解決体制の整備策ができるような受け皿規定というのを消費者保護基本法に設けると申すことが課題だろうと思います。その上で、このアのところは「いずれも苦情処理のあっせん等に努めるべきこと」と申すのは総論的な意味で、その県の事情に応じて適切な役割分担

のもとにやってくださいという、しかし、都道府県は決してその分野での責務がないわけではなくて、そういう責務があるということを総論的な意味でうたっているということであろう。それから、イについては、ここの「上記役割に加え」という表現が、アは前提で都道府県と市町村がイコールフットィングで、それに加えてという印象を与えますけれども、ここはむしろ「アの場合において」、都道府県は特に広域にわたる施策や総合調整、それから先ほど指摘にありましたセンサー機能、インフラ機能の発揮に努めるべきことと、そういうような形にすれば、アは総論的で、イコールフットィングであるかどうかは各都道府県の事情に応じて考えていただく。そしてイにおいては、先ほど指摘されたような2000年7月の報告書ですか、その中において示された考え方を具体的にうたうと、そういうふうにすれば、以上のような誤解が生じないような書きぶりになるのではないかというふうに考えております。

落合部会長 この論点についての御意見ですか。じゃ、高橋委員どうぞ。

高橋（伸）委員 私は2000年7月の部会報告を出す際の検討メンバーであった立場から申し上げたいと思います。当時の検討状況というのは、財政難の中で市区町村の仕事だから県が撤退し始めていると。市区町村の方がちゃんとできていないのに、消費者がまさに苦情紛争処理に関して放置されてしまうような状態をどうするかということが議論の中心だったというふうに思います。その際に、やはり資料2にあります現行基本法の第15条の2項と3項の読み方をめぐって随分討議が行われたわけなんですけど、現行の書き方であると、県の役割は二次的であって、市区町村がまずやるべきなんだから手を引いてもいいじゃないかということで、各地のセンター廃止というのが行われつつある中で歯止めをかけようということがこの部会報告の趣旨であったということから言えば、そこをきちんと生かした書きぶりでの基本法の見直しというのをやっていただきたいと思います。

その点から言うと、私は事務局のお出しになられました のアの整理の「いずれも」という表現は非常に重要で、直接的に専門的じゃないものも受け付けていくのだという姿勢はきちんと示すべきだというふうに思います。以上でございます。

落合部会長 品川委員どうぞ。

品川委員 私も今の31ページに絡んで発言させていただきますが、2000年の部会で今お話をあったような意図での整理をなさったということでございますけれども、その後もこの二、三年ほど毎年全国の消費者団体が各都道府県における消費者行政の調査ということをやっております、その調査結果を見ますと、2000年以降も引き続き各都道府県の消費

者行政にかかわる相談体制等の予算も人員も年々縮小されているというのが実態として出ているわけですね。これも今御指摘のありましたように、縮小に当たっての説明で現行15条などが引き合いに出されて、そういう縮小がされているということがある。にもかかわらず、やはり財政事情というのは都道府県だけではなくて市町村財政もそうですから、市町村の方での相談体制の整備というのは進んでいるわけでは全くない、そんな関係も多くの県に見られるわけですね。その点では現行15条を、せつかくのこの機会ですから見直しを図って、都道府県が第一義的に相談機能を持たないでもいいかのごとく理解されるような内容はこの際改めたらいかがかと思えます。

それから、発言の機会をいただいて、ほか2点ほどいいですか。

落合部会長 どうぞ。

品川委員 あと2点ほど発言させていただこうと思えます。1つは、39ページの行政の推進体制にかかわる点でございます。特に現行の消費者保護会議というのがまさに40ページの説明に書かれておりますように、各省庁の消費者行政の取りまとめをなさっておるといふふうに理解しております。現行各省に消費者行政セクションがあって、それぞれの省ごとに消費者施策を検討なさるといふ、その体制自体は今後とも私は必要なことだと思うのですが、各省の消費者行政というのは、一方で言いますと、各省庁というのは基本的にはそれぞれが業界をお持ちだったり、産業振興の役割を担っておられるというのが基本機能としてはお持ちであって、その中における消費者政策というのが各省で行われている、基本的にそういう関係なわけでございます。そんな点では各省で施策を検討する場合には、とかくそれぞれの業界事情なり、産業育成施策なりの中で消費者政策は考えるというふうになりがちだと構造上はなると思えます。そういう点でいいますと、消費者行政の施策に当たっては、各省庁の施策に対してきちんと物を言い、言ったことについてはその後の進捗状況について報告を受けてチェックをする。そういう機能が消費者保護会議なり何なりのもとで法文上もきちんと明記をされるということが必要なのではなからうかというふうに思っております。

先ごろ食品安全基本法という法律が新たに制定されましたけれども、食品行政にかかわっても同じようなことがあって、農水省と厚生労働省がそれぞれに食品安全行政を行っている。それぞれが省の事情等を考慮しながらやっている。それではまずいということで食品安全委員会というのを設置して、それを内閣府のもとに置いて、食品安全委員会は関係各大臣に対して、総理大臣を通じて勧告権を持つ、勧告された内容については関係大臣は

食品安全委員会に実施状況を報告する義務を持つ。言ってみますと、そういうような内容が法文上も明記された食品安全基本法があったりするわけです。食品安全委員会と消費者保護会議というのは違いますから、一概に規定ぶりが同じになるというふうに必ずしも思いませんけれども、そういうような趣旨が法文上明記される必要があるのではないかと。それを明記した上での行政の組織体制の再検討というのが必要ではないかというふうに思います。

それからもう一つは、最後ですけれども、そうした行政施策の検討の過程に消費者との意見交換ということが行政の責務として必要なのだと、単に情報開示をすることだけではなしに、消費者との意見交換ということを行う必要があるんだということと、それからもう一つは、先ほどの消費者団体の役割等との関係もあって、消費者施策の検討の中に消費者団体を参加させるという内容を、これも法文上明記するということが必要ではなかろうかと、そんな点を併せて発言させていただきます。

落合部会長 それでは長田委員どうぞ。

長田委員 先ほどの苦情処理・紛争解決のところに私も高橋委員、それから品川委員の意見に賛成で、たしか本日ちょっと資料を持ってきませんでしたけれども、東京都の消費者対策審議会の中でも東京都が一次相談を行うことの重要性というのが出されていたと思いますので、トップランナーと言われました東京都の中でも、そういうふうになんかまだ言われている状況ということでぜひ法文上明らかに、今回の31ページに出ております囲みの部分のところが非常にわかりやすく誤解を受けにくいということから言いましても、こういう書き方でぜひ書いていただきたいというふうに思っております。

落合部会長 田村委員どうぞ。

田村委員 先ほどの関連でもあるんですけれども、各論で27ページと31ページの間をちょっと述べたいと思います。

27ページで消費者契約の適正化という中で、例えば行政法規である、ここでは独禁法などを例に取り上げたいと思うんですが、1の(2)では「広告・表示の適正化」と。トラブルが絶えないということで、そういったものの適正化がもっと必要だ、要するに規制が必要だという議論が出ているんですけれども、今、皆さんの御議論にあったように31ページで議論されている苦情処理・紛争解決といったところがやはりどんどん円滑に促進されていくことで、そういった問題というののもかなり解決されていくわけですね。ですから、ルール整備のところでも余りそれを強く表現してしまうと、最初の鶴田委員の御発言でありま

したように、必要な情報や適切な選択の機会というものをいたずらに押さえ込んでしまう方向にいつてしまっていて、本来ならば、今で十分だとは言えないにしても、ある程度のルール整備があれば、あとは公取等をはじめ、広域でみるものから、都道府県、市町村のもっと徹底した連携によって迅速に対応する、31ページに書かれている。こういった対応があることで、やはり市場を通じて消費者が問題解決していけるような整備が必要だという意味では、27ページと31ページとの関係、ルール整備というものと、紛争処理というところの関係がもっとわかるように、基本法ではあまり具体的には書けないのかもしれませんがけれども、わかるようにしていただきたいなという思いと、今の皆さんの御議論のように紛争解決のところはもっと徹底した連携と迅速性というものをうたってもらいたいと思います。

落合部会長 三木委員どうぞ。

三木委員 31ページの のところですが、紛争解決の方法としてあっせんと調停が挙げられているわけですがけれども、あっせんと調停だけ挙げるのはやや視野が狭いのではないかと思います。併せて仲裁にも触れるべきではないかと思います。これは何も単にメニューを増やせという趣旨だけではなくて、事業者と消費者との間の紛争というものの解決をどのように考えるのかという基本的な考え方と関連するのだらうと思います。我が国では、ややもすると事業者と消費者の間の紛争の処理というのは、1つは裁判所、これは裁判所における民事調停を含むものですがけれども、裁判所に委ねると。もう一つは民間型のADR、なかんずくあっせんや調停ということが主として議論されておりまして、仲裁の観点というのは抜けているのではないかと思います。

諸外国の例を見ますと、仲裁を上手に制度設計して、消費者保護のための紛争処理の手段として活用しているという例もあるようであります。あっせんや調停というのは、当事者間に和解が成立しないと紛争は解決しませんから、一方が拒否すれば紛争解決はできないと。他方で訴訟というのは、どうしても専門的になりますし、また時間もかかりますから、消費者にとってはさほど有利な紛争解決手段ではないというところで、仲裁による紛争解決というものを広く視野におさめていく必要があるのではないかと思います。ただその場合、消費者と事業者の間には力の格差とか情報の格差がありますから、どうしても行政が関与した形での仲裁というものを制度設計していく必要があるのではないかと。そういった意味では、この問題は基本理念のところでも議論された行政のかかわり方の問題とも関連します。

もう一方で、やはり諸外国の例を見ると、例えば、事業者が一方的に義務を負うような形での仲裁、仲裁に応諾する義務を負うというような片面的な義務を課すような例もありますが、そういう場合には、事業者団体の協力がどうしても必要になってきますので、これも基本理念で議論されました事業者団体というものをどう位置付けていくのかという基本理念の問題とも関係してくる話ではないかと思えます。

さらには、事業者団体と消費者団体との、先ほど松本委員が協働という言葉をおっしゃいましたけれども、そのようなことも考えて紛争処理の仕組みというものを増やしていった、消費者にとって使いやすく保護に厚い紛争処理というものを考えていくということを広い視野からとらえる必要があるかと思えます。

以上です。

落合部会長 津武委員どうぞ。

津武委員 1点質問です。基本的施策の中の(2)「消費者契約の適正化」に関する質問です。これは27ページです。この文言の中に報告書ではある「消費者の特性に応じた勧誘」の項目がすっぱり抜けているのはなぜなのか。と申しますのは、消費者の特性に応じた勧誘、つまり「事業者は、消費者の知識、経験、理解力、資力等の特性を考慮した勧誘・販売を行わなければならないとする考え方は、消費者契約に適用されるべき原則で、その旨を法的に明確化する必要がある」と報告書の方にはあります。この部分は、高齢社会を頭においた場合極めて重要な問題を含んでいるのではないかなと思うんですけれども、これが消費者契約の適正化(27ページ)の中からは抜けているように思いますが、なぜですか。

落合部会長 恐らく、これは15ページにあります事業者の責務の中で のイというところで関連した問題が取り上げられており、したがって、あるいは適正化のところには、そういう問題意識は十分あって、これをどこの項目に振り分けるかというところで、そういう整理がなされたのかなとは思いますが、この辺はちょっと事務局に聞いてみます。いかがですか。

中村消費者企画課長 この問題は非常に重要だと思っております、実際にどこの条文でどの程度具体的なことを書いていくかということは今後また考えていかなければいけないわけなんですけれども、現在お示ししている資料の中の27ページの(2)の中では、場面をとらえて広告・表示の段階であるとか、実際の契約に当たった段階とか、勧誘に当たった段階ということでの適正化、あるいは公正さの確保という、少し抽象的な書き方を

しておりますけれども、ここでの勧誘行為の適正化という中には当然このような消費者の特性に応じた勧誘の問題を十分念頭においてその勧誘行為の適正化というように考えておりますので、問題意識としてはここには十分取り込んでいるということと、それからもう一つは、やはり事業者がこういうことはきちんと考えていくことが必要だろうということもありまして、どこにどういうふうに書いていくかということはまたこれから整理が必要でございますけれども、この問題については、特出しとしては15ページの方の事業者の責務の中にも、こういった相手の特性に応じた勧誘ということをする責務があるということで整理をしております。具体的な書きぶりとしては、どこにどういうふうに入れ込んでいくかということを工夫をしていく必要があるかと思っておりますけれども、本件の重要性についての認識は全く同様でございます。

落合部会長 鶴田委員どうぞ。

鶴田委員 前段に発言いたしました問題とも関連がございますけれども、行政の施策について23ページ以下に幾つか書かれておりますが、その中で特に消費者の権利と関係付けて、もう少し私は情報の問題にこだわってみたいというふうに思うわけです。前段でどなたかが現在消費者と事業者とは対等の関係ではないということの御発言がありましたが、私もそのとおりだと思います。特に財・サービスの生産者と消費者との間で情報の非対称性は非常に大きいと思いますし、その情報の非対称性の大きい分野は様々あると思うんですね。そういう意味では、しかも生産者というのは生産先決権を持っておりますから、消費者がそれに対抗しようとしたら消費拒否権を行使するということになると思うんです。いずれにしても、適正な消費者行動を行うためには、情報という問題を抜きにしては考えられないし、マーケットが正常に機能するためにも、消費者が適切な情報を取得することが重要だと思うんです。

そこに関係して、事業者に関しての責務で必要な情報を明確かつ平易に提供すること。簡単に書くところということだろうと思うんですが、具体的に様々なフィールドでこの問題を起こしてみますと、情報ギャップが大きいとか小さいとか様々あって、そういう情報ギャップを解消するために行政は何もしなくていいのかという問題意識なんですね。施策のところを見ますと安全の確保と契約の適正化と消費者教育と苦情処理、国際的連携が書いてありますけれども、マーケットが機能する上で、あるいは消費者が適切な消費行動をする上で極めて重要な情報の問題について施策で何も触れていないというのを私はちょっと疑問に思ったわけです。

特に消費者の権利のところでは安全の問題があり、適切な選択、これはある意味では契約の適正化ということに対応するのかもしれませんが、被害の救済という点では苦情紛争処理がありますし、消費者教育もあります。しかし、肝心な情報に関して、施策のところでも何も触れられていないというのはそれでいいのかどうか。事業者の方に情報を明確かつ平易に提供するというだけでいいのかどうか。やはり消費者が自立して行動するためには、そこで生産者と消費者の間の情報ギャップを何らかの形で行政が解消のために関与していくことが必要なんじゃないかというふうに思っておりますものですから、問題提起をさせていただきたいということです。

落合部会長 ただいまの御指摘は、恐らく27ページの消費者契約の適正化、これは広い意味でとらえますと取引の適正化という問題であって、いわば満足のいくような取引ができるためには情報の問題は非常に重要である。そこで、27ページの囲みの中にありますように、「消費者が契約を締結する際の事業者による情報提供や勧誘行為の適正化を図る」、これは行政の責務として書かれているわけであって、そういう意味では何も書かれていないというわけではないように思いますが、御指摘の点について、事務局の方から何かございますか。

中村消費者企画課長 情報提供の重要性、これは特に自立とか権利といったことを重点としていく際には非常に重要だろうと思っております。そういう意味では色々なところにかかわりますので、最終的にどういうふうな書きぶりにしていくかということはまた考える必要がございますけれども、現状の考え方では、例えば安全の分野においても、当然、情報の提供というのは非常に重要な問題でございますので、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、23ページの安全の確保に関する国の施策の中で、情報提供ということの重要性をやはり明確にしていく必要があるのではないかというふうに申し上げましたのも、そういう問題意識でございますし、同じく消費者契約の適正化、27ページの中で、情報提供の必要性というのをぜひ書きたいというのは、そういう問題意識でございます。

それから、ちなみに今回お示しているものは、必ずしもすべての改正事項が網羅的にはなっていない点がございまして、ここには明示しておりませんが、現行の基本法の12条というのがございまして、その中で、消費者が自主性をもって健全な消費生活を営むことができるようにするために、こんなことをしなくてはいけないと書かれている中に、情報の提供というような規定も入っておりますので、いずれにしても、情報の提供ということはいろいろな場面の中できちんと位置付けるということはしていきたいというふうに

認識をしております。

落合部会長 鶴田委員どうぞ。

鶴田委員 今申し上げたのはちょっと言い過ぎだったと思いますが、大きな柱として立っていないという意味で申し上げたいんですが、というのは、私、専門は経済学でございますから、経済学の中で極めて重視しているのは情報の問題なんですね。マーケットが正常に機能する前提として適切な情報が生産者から消費者に提供されているということが最も重要だと思いますから、私が申し上げたのは、大きな柱として情報の問題をきっちりと確立しておくことが必要なんじゃないか。それはすべてにいろいろと関連するということはおっしゃるとおりだと思います。ただ、余りにも、経済学をやっていますと情報をすごく大事にしているものですから、改めて申し上げさせていただいた次第でございます。

落合部会長 石戸谷委員 どうぞ。

石戸谷委員 行政の推進体制のところだけ申し上げます。先ほどの国の推進体制の点については、品川委員の意見に賛同します。この書き方だと非常に弱い。例えば、為替証拠金取引というのは社会問題化しつつあるわけなんですけれども、多数の省庁に関連しているにもかかわらず、どこも乗り出そうとしない。まるで85年の豊田商事の生き写しみたいな感じになってきて、あのときも各省庁が消極的管轄争いをやってずるずる来た。今どういうふうにそういう問題に対処できるのかというときに、これだと、消費者保護会議を見直して国民生活審議会の意見を聞くということで議論して意見を出すという形になるのでしょうけれども、具体的にどうやってやるのかというと、全然このイメージが出てこないわけで、じゃ、どこに提起すればいいのかということ自体がわからない。ちょっとこれでは弱いと。強力な推進体制というにはちょっと遠いのではないかというふうに思いますので、ここは具体的な為替証拠金取引のようなものを念頭に、どういう具合に具体的に展開できるのかというイメージが出てくるようなものでないとちょっと難しいと思います。

それから、国民生活センターについて、私も大いに期待していますので、これはこれでいいんですけれども、消費者政策の推進を担う中核的な機関ということでアンダーラインを引いていて、この辺までいうのであれば、やはり冒頭でお話が出ている公正取引委員会の位置付けもちゃんとしないと、同じ内閣府にきたわけで、消費者政策と競争政策は車の両輪で密接不可分と、しかも、公正取引委員会の方は珍しく横断的な役所で縦割りでない。しかも権限もあるという形なので、ここがやはり消費者政策の推進を担う中核的な機関、国民生活センターが中核的な機関でいいと思うんですけれども、それと並んでやはりそこ

をちゃんと位置付けないと、ここまで書くのであればいかんと思うんです。独禁法との関係があるので書き方は難しいと思いますけれども、消団連の意見では25条みたいな形が入っていますので、ぜひそこも御検討いただきたいと。

落合部会長 どうぞ鶴田委員。

鶴田委員 公正取引委員会が昨年でしょうか、21世紀における独占禁止政策はどうあったらいいかというかなりまとまったレポートを出されているんですが、その中で大きな柱として消費者行政を積極的に推進するんだ、そのために独禁法を適切に運用するという項目があるんですね。したがって、今、同じ内閣府とおっしゃいましたけれども、確かに外局として公正取引委員会がついているし、そういう意味では内閣府と公正取引委員会というのは、特に消費者問題をめぐって制度の上でも考え方も整合性を保っていくということがすごく重要じゃないかというふうに思います。

落合部会長 松本委員。

松本委員 今の御意見に賛成する立場なんですけど、確かに消費者政策、競争政策の関係を理念に書き込むのであれば、競争政策を担っており、かつ消費者政策も積極的にやろうという意向を示している公取委をきちんと基本法の中で位置付けるというのは重要なことだろうと思います。じゃ、消費者政策はすべて競争政策かということ、安全の方がありますね。1つの大きな柱は取引でしょうが、他方で安全の部分がもう一つ大きな領域としてあります。これは競争政策に必ずしも還元できないものであって、じゃ、その部分についての行政施策の中心的な役割を果たしている組織がどこかということ、今のところ、業態別にばらばらな状況で、食品については食品安全委員会ができて内閣府に入りましたけれども、それ以外の製品はそれぞれ所管の官庁ごとですし、金融庁は内閣府でありますけれども、業界の保護とか発展とかも担当しているわけですからちょっと合わない。となると、安全にかかわる部分については、特に書かないで取引にかかわる横割り官庁である公取委だけを入れるというのは、ややバランスを欠くかなという感じも実はするんですね。入れたいという気があるんですが、入れると何かバランスを欠くかなと。

オーストラリアの話をお前聞いたんですが、オーストラリアのACCは、競争政策と消費者政策を一つの役所が両方執行してやっているんだと、それに加えて、製品安全まで担当しているということでありましたから、そういう官庁であれば、まさに法執行を担当する中核的官庁ということで法律の中にきちんと位置付けるにはふさわしいかなと思います。アメリカであれば、FTCは取引の方で両面やっていますが、安全についてはFD

Aだとか、C P S Cだとか幾つかの官庁に分かれているというのが状況ですし、日本は安全に関してはアメリカ型に近いんじゃないかなと思います。

以上です。

落合部会長 時間も若干過ぎましたので、いろいろ御意見をいただきましたが、特に御発言をこの際したいという委員の方がおられましたらお願いしたいと思いますが。

それでは、本日非常にたくさんの貴重な御意見をいただきましたので、これを踏まえて、引き続き消費者保護基本法の見直しという作業を進めていきたいと思います。

それでは事務局の方から連絡事項をお願いいたします。

中村消費者企画課長 次回の消費者政策部会でございますけれども、次回は公益通報者保護制度につきまして御審議をいただきたいというふうに存じます。日程につきましては、事務局の方で調整させていただきますので、追って御連絡を差し上げたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

落合部会長 今日は長時間どうもありがとうございました。

(了)